

特定非営利活動法人 チャレンジドスポーツあきた 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人チャレンジドスポーツあきたという。但し、略称をNPO法人CSA (Challenged Sports Akita) とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を秋田県秋田市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障がいのある人に対して、障がい者スポーツの強化及び生涯スポーツの推進を行い、障がいのある人の心身の健康保持増進と生活の充実、スポーツを通じた社会参加の推進を期すとともに、広く県民に障がいへの理解啓発を行い、共生社会の実現を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) トップチーム事業
- (2) エンジョイクラブ事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(会費の不返還)

第12条 既に納入した会費は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上12人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち1人を代表理事、2人を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、理事会において選任し、総会に報告する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることはできない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 代表理事はこの法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められたとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 会員の除名

(7) 会費の額

(8) その他理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は次の各号の一の該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも総会の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面若しくは電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条及び前条第2項、次条第1項第2号及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名が、署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (4) 顧問の委嘱
- (5) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第46条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 事務局の組織及び運営
- (7) 運営に関する重要事項
- (8) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び3号の規定により請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記する。）

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利を放棄しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第48条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 事務局及び顧問

(事務局の設置)

第52条 この法人に事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長1名及び必要な職員若干名を置く。
- 3 理事のうち1名を理事兼事務局長とし、事務局長は理事の互選とする。
- 4 職員は代表理事が任免する。

(事務局長)

第53条 事務局長は、事務局を管理し、この法人の業務を遂行する。

(組織及び運営)

第54条 事務局の組織及び運営に係る必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

(顧問)

第55条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は若干名とする。
- 3 顧問は理事会の推薦により代表理事が委嘱する。
- 4 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 顧問は、代表理事の求めに応じて、この法人の業務について助言する。

第11章 雑 則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	斎藤 孝
副代表理事	畠山 亨
副代表理事	佐藤 博司
理事兼事務局長	磯崎 清和
理 事	千葉 雅樹
理 事	東海林 敏
理 事	藤井 慶博
理 事	前原 和明
理 事	田中 勉
理 事	加藤 隆志
監 事	有明 忍
監 事	佐藤 拓美
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和5年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、成立の日から令和4年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員（個人及び団体）	年会費	2, 000円
(2) 賛助会員（個人）	年会費	1口 1, 000円（1口以上）
賛助会員（団体）	年会費	1口 5, 000円（1口以上）

役員名簿

(特定非営利活動法人チャレンジスポーツあきた)

役職名	(ふりがな) 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
代表理事	(さいとう たかし) 斎 藤 孝		無
副代表理事	(はたけやま あきら) 島 山 亨		無
副代表理事	(さとう ひろし) 佐 藤 博 司		無
理事兼 事務局長	(いそざき きよかず) 磯 崎 清 和		無
理 事	(ちば まさき) 千 葉 雅 樹		無
理 事	(しょうじ さとし) 東海林 敏		無
理 事	(ふじい よしひろ) 藤 井 慶 博		無
理 事	(まえばら かずあき) 前 原 和 明		無
理 事	(たなか つとむ) 田 中 勉		無
理 事	(かとう たかし) 加 藤 隆 志		無
監 事	(ありあけ しのぶ) 有 明 忍		有
監 事	(さとう たくみ) 佐 藤 拓 美		有

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

- ・本県特別支援学校では、障がいのある生徒が、部活動として、サッカーやバスケットボールなど、自分の好きなスポーツ、得意なスポーツに取り組んでおり、健康増進のほか、自己有用感の醸成やスポーツマンシップの確立などの大きな教育的効果がある。
- ・しかし、卒業後は、十分に運動したり、スポーツに取り組んだりする機会が少ないほか、友達同士、仲間が集まり楽しく交流する場が限定されている。
- ・また、知的障がいサッカー及び知的障がいバスケットボールについては、これまで20年にわたり、「秋田県特別支援学校体育連盟」のチームが、秋田県代表チームとして全国大会等に出場し、優秀な成績を収めてきたが、選手の大部分が卒業生となり、学校体育団体が運営するには難しい状況となった。
- ・そこで令和3年1月16日、「秋田県チャレンジド・スポーツ連盟」が発足し、特別支援学校卒業生のスポーツ活動の支援及び県代表チームの運営を特体連から引き継いだが、安定的な収入源がなく財政基盤が脆弱である。
- ・そのため、「秋田県チャレンジド・スポーツ連盟」をNPO法人化し、広く協力者を募ることで、財政基盤を強化し、知的障がいサッカー及び知的障がいバスケットボールの県代表チームの運営を安定的に継続するとともに、障がいのある社会人の運動不足の解消、健康増進、仲間づくり、生きがいづくりなどを支えるため、障がいのある人が在学中に取り組んだスポーツを卒業後も楽しむことのできる場の創出を行いたい。
- ・また、代表チームの活躍により障がい者スポーツの啓発を進め、障がい者の生涯スポーツ体験への参画や本NPO法人への支援を通じて、共生社会の実現を目指したい

2 申請に至るまでの経過等

平成14年 4月 秋田県特別支援学校体育連盟設立（略称：特体連）

平成19年10月 第7回全国障害者スポーツ大会「秋田わか杉大会」に知的障がいサッカー及び知的障がい男女バスケットボールに特体連チームが出場

令和 3年 1月 秋田県チャレンジド・スポーツ連盟設立（特体連知的障がいサッカー及び知的障がい男女バスケットボールチームの移管）

令和 3年10月 NPO法人チャレンジドスポーツあきた設立総会

令和3年10月30日

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人チャレンジドスポーツあきた

設立代表者住所（居所）

氏 名 斎 藤 孝

令和3年度 事業計画書
(法人成立の日から令和4年3月31日まで)

特定非営利活動法人 チャレンジドスポーツあきた

1 事業実施の方針

障がい児者が心身の健康を保持・増進できるように、サッカー、バスケットボールを中心としたスポーツ活動を提供する。

2 事業の実施に関する事項

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の 範囲及び人数	予算額 (千円)
トップチーム事業	サッカー	通年 毎週末	栗田支援学校G 秋田県勤労身体 障害者SC	10名	県民 210名	45
	男子バスケ	通年 毎週末	栗田支援学校体 育館	5名	県民 72名	
	女子バスケ	通年 毎週末	秋田県社会福祉 会館体育館	5名	県民 72名	
エンジョイ クラブ事業	サッカー					0
	男女バスケ					

令和４年度 事業計画書
(令和４年４月１日から令和５年３月３１日まで)

特定非営利活動法人 チャレンジスポーツあきた

１ 事業実施の方針

障がい児者が心身の健康を保持・増進できるように、サッカー、バスケットボールを中心としたスポーツ活動を提供する。

また、東北・全国大会等へ参加する選手へ費用面での支援を行うことで、参加を促しつつ、秋田県の障がい者スポーツを全国へ発信する。

２ 事業の実施に関する事項

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	予算額 (千円)
トップチーム事業	サッカー	通年 毎週末	栗田支援学校G 秋田県勤労身体 障害者SC	10名	県民 1500名	2,800
		5月	未定	10名	県民 22名	
		7月	岩手県盛岡市	10名	県民 22名	
		9月	宮城県仙台市	10名	県民 22名	
		12月	宮城県仙台市	10名	県民 22名	
	男子バスケ	通年 毎週末	栗田支援学校体 育館	5名	県民 600名	
		5月	未定	5名	県民 12名	
		9月	未定	5名	県民 12名	
		11月	福島県福島市	5名	県民 12名	
	女子バスケ	通年 毎週末	秋田県社会福祉 会館体育館	5名	県民 600名	
		5月	未定	5名	県民 12名	
		9月	未定	5名	県民 12名	
		11月	福島県福島市	5名	県民 12名	
エンジョイ クラブ事業	サッカー	年4回	秋田県勤労身体 障害者SC 能代山本SCア リナス 大仙市大曲体育館	10名	県民 120名	300
	男女バスケ	年4回	栗田支援学校 体育館 鷹巣体育館 湯沢市総合体育館	10名	県民 120名	

令和3年度 活動予算書
法人成立の日から令和4年3月31日まで
特定非営利活動法人チャレンジスポーツあきた

科目	金額（単位：円）	
	特定非営利活動に係る事業	合計
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費		
賛助会員受取会費		
2 受取寄附金	2,200,000	
3 受取助成金等		
受取民間助成金		
4 事業収益		
トップチーム事業収益		
エンジョイクラブ事業収益		
インターネットサービス事業収益		
5 その他収益		
受取利息		
雑収益		
経常収益計	2,200,000	2,200,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) トップチーム事業費		
旅費交通費	10,000	
通信運搬費	35,000	
消耗品費		
賃借料		
保険料		
支払助成金		
雑費		
トップチーム事業費計	45,000	45,000
(2) エンジョイクラブ事業費		
謝礼金		
印刷製本費		
旅費交通費		
通信運搬費		
消耗品費		
賃借料		
保険料		
雑費		
エンジョイクラブ事業費計	0	0
事業費計	45,000	45,000
2 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬		
給料手当		
人件費計	0	0
(2) その他経費		
印刷製本費	9,000	
会議費		
旅費交通費		
通信運搬費		
消耗品費		
地代家賃	6,000	
広告宣伝費		
諸会費		
支払手数料支払利息		
雑費		
その他経費計	15,000	15,000
管理費計	15,000	15,000
経常費用計	60,000	60,000
当期経常増減額	0	0
III 経常外収益		
1 固定資産売却益	0	0
経常外収益計	0	0
IV 経常外費用		
1 過年度損益修正損	0	0
経常外費用計	0	0
税引前当期正味財産増減額	0	0
法人税、住民税及び事業税	0	0
当期正味財産増減額	2,140,000	2,140,000
設立時正味財産額	0	0
次期繰越正味財産額	2,140,000	2,140,000

令和4年度 活動予算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

特定非営利活動法人チャレンジスポーツあきた

科目	金額(単位:円)	
	特定非営利活動に係わる事業	合計
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	54,000	
賛助会員受取会費	1,000,000	
2 受取寄附金		
受取寄附金	2,000,000	
3 受取助成金等		
受取民間助成金	210,000	
4 事業収益		
トップチーム事業収益		
エンジョイクラブ事業収益	80,000	
インターネットサービス事業収益	36,000	
5 その他収益		
受取利息	10	
雑収益		
経常収益計	3,380,010	3,380,010
II 経常費用		
1 事業費		
(1) トップチーム事業費		
旅費交通費	800,000	
通信運搬費	20,000	
消耗品費	150,000	
賃借料	50,000	
保険料	140,000	
諸会費	140,000	
雑費	0	
予備費	1,500,000	
トップチーム事業費計	2,800,000	2,800,000
(2) エンジョイクラブ事業費		
謝礼金	30,000	
印刷製本費	15,000	
旅費交通費	60,000	
通信運搬費	13,000	
消耗品費	120,000	
賃借料	40,000	
保険料	22,000	
雑費		
エンジョイクラブ事業費計	300,000	300,000
事業費計	3,100,000	3,100,000
2 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	30,000	
給料手当	83,000	
人件費計	113,000	113,000
(2) その他経費		
印刷製本費	50,000	
会議費	20,000	
旅費交通費	40,000	
通信運搬費	120,000	
消耗品費	30,000	
地代家賃	54,000	
広告宣伝費	10,000	
支払手数料支払利息	20,000	
雑費		
その他経費計	344,000	344,000
管理費計	457,000	457,000
経常費用計	3,557,000	3,557,000
当期経常増減額	△ 176,990	△ 176,990
III 経常外収益		
1 固定資産売却益	0	0
経常外収益計	0	0
IV 経常外費用		
1 過年度損益修正損	0	0
経常外費用計	0	0
税引前当期正味財産増減額	0	0
法人税、住民税及び事業税	0	0
当期正味財産増減額	△ 176,990	△ 176,990
前期繰越正味財産額	2,140,000	2,140,000
次期繰越正味財産額	1,963,010	1,963,010